

奈良県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
いまもと歯科クリニック	葛城市北花内五七三の一	平成二十五年十一月二十二日